

## 学校法人藤ノ花学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人藤ノ花学園（以下「法人」という。）の寄附行為第36条の規定に基づき、役員及び評議員(以下「役員等」という)の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、学校法人藤ノ花学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第5条に掲げる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、寄附行為第18条に掲げる者をいう。
- (5) 役員等の報酬等とは、報酬、賞与、退職金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、学校法人藤ノ花学園給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費，宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給対象)

第3条 法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 常勤役員および評議員でこの法人の教職員としての立場を有する者に対しては報酬等を支給しない。
- 3 役員等の賞与は支給しない。
- 4 常勤役員が退任したときは退職金を支給する。
- 5 常勤役員でこの法人の教職員としての立場を有する者、非常勤役員及び評議員に対しては退職金を支給しない。

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 法人の役員等の報酬の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 法人の常勤役員の報酬月額は、別表1に定める俸給表のとおりとする。
- (2) 非常勤役員に対する報酬の額は、別表2第1号及び第2号に定める額とする。

(3) 評議員に対する報酬の額は、別表3に定める額とする。

(4) 前条第4項に規定する役員の退職金の額は、別表第4に定める算式により算出される額とする。

#### (費用弁償の支給)

第5条 法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日以降遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、学校法人藤ノ花学園給与規程に準じて通勤手当を支給する。

3 役員及び評議員には、学校法人藤ノ花学園旅費規程に準じて出張に要する旅費（交通費及び宿泊費）を支給することができる。

#### (報酬等の支給時期)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。ただし、支給日が土曜日及び日曜日、又はその日が休日又は金融機関の休業日にあたる場合は、その翌日を支給日とする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (公表)

第8条 法人は、この規程をもって私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

#### 附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

#### 附 則

1 この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い「学校法人藤ノ花学園役員の退職金に関する規程」は廃止する。

別表1 常勤役員の俸給表

号俸	俸給月額（円）	号俸	俸給月額（円）	号俸	俸給月額（円）
1	200,000	7	320,000	13	440,000
2	220,000	8	340,000	14	460,000
3	240,000	9	350,000	15	480,000
4	260,000	10	380,000	16	500,000
5	280,000	11	400,000		
6	300,000	12	420,000		

別表2 非常勤役員の報酬

(1) 非常勤理事

	日 額
理事会等会議への出席	1人一律 25,000円
上記の他、法人業務等のための出勤	1人一律 25,000円

(2) 非常勤監事

	日 額
理事会等会議への出席	1人一律 25,000円
上記の他、監事監査、法人業務等のための出勤	1人一律 25,000円

別表3 評議員(理事を兼ねる評議員を除く)の報酬

	日 額
評議員会等会議への出席	1人一律 25,000円
上記の他、法人業務等のための出勤	1人一律 25,000円

別表第4

常勤役員の退職金算定式	最終報酬月額×在任年数×2.0
-------------	-----------------

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。